

令和元年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和元年 6月21日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第26号 令和元年度新冠町一般会計補正予算
- 第 4 議案第27号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第28号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第29号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 7 議案第30号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 発委第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第10 発議第 3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 第11 発議第 4号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第12 発議第 5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
- 第13 会議案第7号 閉会中の継続調査について
- 第14 会議案第8号 閉会中の継続調査について

◎追加日程

- 第 1 議案第31号 にいかっぷホロシリ乗馬クラブハウス外新築工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第32号 にいかっぷホロシリ乗馬クラブハウス厩舎外新築工事請負契約の締結について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	佐藤正秀君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
牧野所長	堤秀文君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	新宮信幸君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	湊昌行君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂本一馬君
社会教育課総括主幹	谷藤聡君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長

曾 我 和 久 君
本 間 浩 之 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君
伊 藤 美 幸 君

(午前 9時56分 開議)

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和元年第2回定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番酒井益幸議員、4番武田修一議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言願います。

中川信幸議員の軽種馬せり市場上場促進事業補助金の総額についての発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川信幸です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたしますのでよろしくお願い致します。何せ4年ぶりでございますので緊張しております。どうぞよろしくお願い致します。

軽種馬せり市場上場促進事業補助金の増額について、日本軽種馬協会では軽種馬流通活性化事業の実施要綱に基づき、軽種馬生産者が市場上場のために一定期間専門的なせり馴致や育成調教を行う育成業者に上場馬を預託した場合、また、獣医学的馬体検査（レポジトリー）を実施し、その情報を開示した場合にはその費用を補助し、せり市場の活性化及び軽種馬生産における経営基盤の強化を図るため助成事業を実施しております。この事業により30日以上コンサイナーに預託すると、1カ月預託料が15万円では最高で7万円、1カ月預託料が12万円の場合は5万8,050円であります。軽種馬農家は高齢化と後継者不足、そしてどの業種にも共通のことではありますが、牧場で働く従業員がかなり不足しているのが現状であります。セール上場するにはどうしてもコンサイナーに預けなければ出場させることができないのが現状であります。

近年、庭先取引からせり市場にシフトしてきていることから、コンサイナーに頼らざるを得ない状況であります。預託料と売れた場合の成功報酬を合わせると、軽種馬農家の負担が重くのしかかってきます。さらには日高管内の何件かのコンサイナーに話を聞きましたところ、せめて2カ月間預託してもらわないと十分な仕上げができないとのことであり、

経費がさらに加算され、軽種馬農家の負担が増加しますので、ぜひ新冠町でも補助金を出していますが、補助金の上乗せについて検討する必要があると考えるが、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中川信幸議員からご質問の軽種馬せり市場上場促進事業補助金の増額についてお答えいたします。

多数の軽種馬が上場されるセリ市場において、購買者の関心を集め、購買意欲を高めていただくには、その馬の血統配合や馬格、肢勢などの先天的な要素のほか、毛ヅヤや筋肉など馬体の仕上がりとともに、近年は馴致訓練を重ね、常歩や駐立など馬が人の指示どおりに行動できることが重要な要素に加わり、今やコンサイナーは売れる馬づくりにとって欠かせない役割を担っておりますが、生産者にとって、これらの経費は新たな負担として経営を圧迫する要因にもなっております。

コンサイナー費用に対する助成制度は、このような購買者のニーズや市場の動向、生産者の負担軽減の対策として、日本軽種馬協会が制度を創設し、平成17年度から日高軽種馬農業協同組合が運用を開始したものでございまして、市場取引の活性化や軽種馬の流通促進を目的としております。馬産地であります当町におきましても軽種馬産業を振興するため、この事業趣旨に賛同し、本補助制度に上乗せをする形で、同年度から事業をスタートいたしました。

現在の補助内容でございますが、セリ馴致のため1歳馬をコンサイナーに30日以上預託いたしますと、軽種馬農協から馴致費用の2分の1以内、上限7万円が補助され、当町からは3万円を補助いたしますので、合せて10万円の補助が受けられます。また、育成調教のため2歳馬を60日以上預託いたしますと、軽種馬農協から育成調教費用の2分の1以内、上限14万円が補助され、当町からは5万円を補助いたしますので、合せて19万円の補助が受けられる内容となっております。

ご質問は町補助金の増額を求めるものでございますが、このように町補助金により上乗せを行っている自治体は、道内馬産地の中でも新冠町のみでございます。増額につきましては、昨年度、当町の制度見直しを終えたばかりで、現時点では考えておりませんが、今後の軽種馬市場の動向なども含めて検討して参りたいと存じますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 再質問ありませんか。

中川議員。

○7番（中川信幸君） 今の町長の答弁で理解できるわけですが、財源も伴うことなので、ただ黒毛、同じ農業の中でも黒毛和牛のいわゆる素牛を購入した場合に、たしか10万円の補助あるいはそのピーマンのハウスですか、それにも補助を出してるはずなんで、何とか軽種馬協会と同額でなくてもよろしいので、前向きにひとつ多少でも増額できるように検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議員おっしゃられることもよく承知するところでございますが、当町といたしましても軽種馬産業に対しましてもある程度の援助をしているという実態もございまして、先程申し上げましたように、今後の軽種馬市場の動向なども含めまして、検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解よろしくをお願いします。

○10番（中川信幸君） 終わります。

○議長（荒木正光君） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、長浜健太郎議員の行政情報の新たな発信手段についての発言を許可いたします。
長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番長浜健太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い行政情報の新たな発信手段についての一般質問をいたします。

当町は、広報新冠や町政事務委託文書の紙媒体のみならず、ホームページやフェイスブック等のデジタルメディアへの情報発信も積極的に行い、一定の効果が得られていると認識しております。スマートフォンが普及した昨今では、SNSの活用が無視できません。今後、移行するユーザーが増えていき、SNSの浸透度もより常態化されていて、ツールの1つであるラインの認知度や普及率が高まり、使用頻度もますます伸びているものと思われま

す。ラインは日本の人口の7割強カバーしており、性別や人口、地域、年代などに偏らずに幅広い層に普段使われているのが特徴です。日常のコミュニケーションツールとしてだけでなく、平成28年の熊本地震では電話回線が繋がらなくなった際、被災者の連絡手段として活躍した例もあり、災害時における重要な手段としても注目を集めています。このような流れを受け、最近では行政情報の配信に活用する自治体も増えており、道内では厚真町や天塩町など、複数の自治体が導入しております。厚真町の場合は、当初町外に向けた移住情報の発信を目的としていましたが、胆振東部地震以降は災害時情報を含め、町内のイベントを発信するようになり、その対象は町外に向けたものから町内にも広がり、使いやすさ、見やすさの面でも非常に効果的な情報ツールとなったと見受けられます。配信する情報の幅を広げられ、メールなどに比べて開封率も高く、ホームページ等のリンクを送ると記事へのアクセスが増えます。ニーズをとらえることでイベント情報や子育て情報など、中略して配信すべきコンテンツを把握するのに役立ち、より多くの人に伝えるべき情報を効率的に伝えられるようにもなります。緊急性を要する防災無線やエリアメールとは使い分け、不審者の目撃や熊の出没情報といった町民の安心にまつわるものや児童虐待や道路の破損などを通知、通報できる機能も追加することにより、地域の安全確保につながるでしょう。

プッシュ型の情報発信ともいえるライン、ホームページへの誘導やフェイスブックとの相乗効果が期待され、平常時に有効なだけでなく、災害時にこそ最大の威力を発揮するといったこと踏まえ、先の予算審査特別委員会にも触れさせていただきましたが、改めてラインの導入についての見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の行政情報の新たな発信手段についてお答えいたします。

町では、行政情報、まちづくりに関すること、イベント情報をわかりやすく発信することに努めているところではございますが、情報発信機能として、議員がおっしゃられておりますように、広報にいかっぷや町政事務委託文書、インターネット上では町ホームページに加え、情報化の進展により様々なソーシャルメディアの形態があるなか、文字数に制限がなく、写真の掲載も可能で拡散性に優れていることなどから、自治体関係で多く取り入れられておりますフェイスブックの活用を平成28年11月から始めた経過もございますが、近年、一般的にコミュニケーションインフラとして広く利用されている、ラインを活用した情報発信を導入する自治体も出てきており、道内でも複数の自治体で活用が図られております。ラインを導入している道内の例を見ますと、自治体のラインアカウントに友だち登録することにより、町から発信されたイベントや行政情報がその都度届くことになっておりますし、ホームページのトップページや災害情報専用サイト、フェイスブックなどに簡単にリンク出来る形となっております。

また、ラインの機能として利用者が取得したい情報の種別などを指定することができることから、住民が自分で必要な情報を選択して受け取ることも可能であり、こういった特性を活かした活用が図られている道外の都市部の例もございます。インターネット環境を活用した自治体の広報メディアとしては、ラインの他にツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、ブログ、メール配信など、住民ニーズやそれぞれの特性を活かした形により、情報発信ツールとしてさまざまな形態が取り入れられております。

町といたしましては、インターネット環境を利用した情報発信ツールとして、現在活用しているホームページやフェイスブックの充実に努めてまいりたいと考えてございますが、議員からご提案のございましたラインにつきましては、ますます進化が期待される情報化社会において、一つの手段として捉えておりますので、今後のラインの発展性や住民ニーズの推移を見ながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 長浜議員再質問ございませんか。

○2番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、氏家良美議員のキャッシュレス化の対応についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い当町におけるキャッシュレス化の取り組みについて質問いたします。

キャッシュレスとは現金ではなくて、デジタル化された価値の移動で活動できる状態であり、具体例としてはクレジットカードや電子マネーなどが挙げられます。政府はキャッシュレス決済の比率を2027年までに40%まで引き上げるとして、さまざまな対策を打っ

ております。昨今、キャッシュレス化を進める機運の高まり、今まで決済ができなかった中小の事業者にも導入が進んでおります。当町においてはクレジットカードでの決済ができるのは、ふるさと納税が挙げられますが、今後の展開としては考えがあるのでしょうか。

また、現在車税のクレジット決済もできるようになり、固定資産税などもクレジットカード決済ができる町村もふえてきました。管内でも新ひだか町が導入しております。当町は、第一次産業が主な産業で、この車税や固定資産税は5月31日が納付期限ということであり、ハウス、水稲、軽種馬生産と、どの農業者も繁忙期であります。納税をするのに半日から1日かかることもあります。当町では窓口納税のほかに、口座振替、コンビニ収納ができますが、クレジットカードでの納税も加えることが必要だと思います。クレジットカード決済のメリットとしては、24時間自宅で納付ができ、繁忙期でも時間を有効に使えることや、分割での支払いも可能になります。納税の方法を多く用意することによって、納税意識も高まり収納率の向上にもなると考えますので、固定資産税等のクレジットカード決済の導入が有効と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問のキャッシュレス化の対応についてお答えいたします。

経済産業省が平成30年4月に策定した「キャッシュレス・ビジョン」によりますと、我が国は、「日本再興戦略」改定2014において、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を掲げたことを発端として、「日本再興戦略2016」では、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催等を視野に入れたキャッシュレス化推進を示しており、さらに、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において重要業績評価指標（KPI）として、2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとしています。

キャッシュレスの推進は、消費者にとって多額の現金を持たずに買い物が可能になることや、紛失等のリスクが現金に比べて軽減されること、事業者にとっては現金管理コストの削減による生産性向上など、様々なメリットが期待されます。また、本年10月の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、国ではキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援するとしており、中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進する「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施されるという取組みも加わり、キャッシュレス化は着実に進展するものと考えるところでございます。

ご質問の一点目、当町でのキャッシュレス化への取組みについてであります。税金をはじめ、各種使用料・手数料などが対象になるものと考えますが、現時点ではキャッシュレス化に係る町の方針等は策定しておりませんし、早急に取り組まなければならない状況

下には無いものと判断しております。従いまして、今後におけるキャッシュレスの普及状況等に注視しながら、しかるべき時にキャッシュレス化の具体的な取組み等を検討することになるものと考えておりますので、ご理解願います。

ご質問の二点目、クレジットカードでの収納についてであります。平成26年度において新たな収納方法として、コンビニ収納及びクレジット収納について調査・検討した経緯がございます。その時点でのクレジット収納に係る既存の収納システム改修費は約525万円と高額であったこともあり、安価で対応できる簡易版のコンビニ収納システムの先行導入に続き、昨年度はコンビニ収納システムの改修を行い、本年5月から正規版コンビニ収納を取り入れてございますことをご理解いただきたいと思います。ご質問の一点目にも関係いたしますが、クレジット収納などのキャッシュレス化を推進する場合、どうしても既存システムの改修に多額の費用とランニングコストが発生することになります。

町民の皆さんに対する利便性の向上と必要となる経費の、いわゆる費用対効果を追求しなければならない施策であると考えるところですが、その一方、国が先導するキャッシュレス化でありますので、着実に環境は変わるものと思われませんが、それがどの程度のスピードで普及し、町民生活に影響を与えることになるのか、予測するには難しいものがあります。

また、このことは、当町に限らず多くの自治体において、今後、政策課題になるのではないかとも思っており、場合によっては、北海道町村会における国への要望事項として、キャッシュレス化を推進するための財政支援や財政措置について、声を上げることも必要とも考えてございます。

以上、申し上げましたことを総合的に勘案し、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き重要政策の決定の過程と住民への周知についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 引き続き議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い重要政策の決定の過程と住民への周知についてを質問いたします。

現在、町長が就任して任期の折り返しを迎えてるわけでありますが、町長が公約で上げたものの多くは実現されており、町民に大変喜ばれているところでもあります。一方、町民が望むすべてのことを実現するには、財源が十分ではないため優先度の高いものから実現していくという方針であり、この考え方は町長が就任後から続いているものと認識しております。そこで、今後公共施設の大型改修など大きな財政負担が見込まれる中、どのように重要政策を決定マルして、町民にどのように周知していくのかについて、直近の大型の投資で重要政策である光回線の整備を例に伺います。

先の臨時会において光回線の整備の補正予算が上程され可決されました。私は光回線整備事業に関しては今後産業、教育、医療など、さまざまな場面でICTの重要性が増すことを考え、地方こそ光回線整備が必要という立場であります。今回、光回線未整備地区の整備が実行されることに大いに期待してるところであります。しかし、町長のマニフェスト及び所信表明を見る限り、町長の就任時には光回線整備について必要性は感じているが、診療所の改築、特養老人ホームの改築の方が優先順位は高いと考えていたと認識しております。

このたび、光回線改善整備を実施するに当たり、平成30年度及び平成31年度の町政施行方針で求められているとおり、携帯電話の不感地域の解消ということは何よりも先に掲げ、それを前提に整備に向けて動き始めたことと認識しております。この整備の実施は以前入っていなかった携帯電話不感地域解消を新たな大義として、診療所の改築、老人ホームの改築よりも優先度が高いと判断したからと理解しております。しかし、先の全員協議会において質問の回答として今回の補助事業によって携帯電話の不感地域の解消ははかれないと説明がありました。この携帯電話不感地域解消ができなくなった理由は何なのでしょう。また、携帯電話不感解消がされないと分かった時に、それを町民に周知せず、整備事業を進めたのには疑問が残ります。光回線整備は町長就任後初めての大型投資であります。前提条件が崩れてなお診療所の改築、特養老人ホームの改築より優先順位が高くなったということについて、十分な説明がなかったと思いますが、その検討の過程で光回線の整備実施に至った理由を伺います。また、今後町長がつける開かれた行政を持続させるためにも、政策の判断の変更や重要な案件は、財政運営の見通しを含めた丁寧な説明が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員から、ご質問の重要政策の決定と住民周知についてお答えいたします。

ご質問の1点目につきましては、平成24年に市街地地域において超高速ブロードバンドのサービス提供が開始されたところですが、未整備地域において整備を望む町民有志の方によります「新冠町光回線推進期成会」が平成25年10月に設立され町に整備要望があり、町では地域の方々の声を受け、国庫補助の確保が可能であれば整備を進めたいとの考えから、平成25年度と28年度において国に事業計画を提出しておりましたが、残念ながら補助の採択に至らなかった経過がございます。整備の必要性は町としても十分認識していたところで、就任後の8月には新冠町光回線推進期成会の直接要望、更には平成29年から再開した町政懇談会においても未整備の地域の方々から、事業活動、人材確保、生活面をはじめ携帯電話の不感地域解消からも整備を望む声があったところでもありますし、私自身もあらためて必要性を強く受け止め、整備の円滑な事業実施を目指し、平成30年度に調査設計を行い、今年度、国庫補助事業の採択の内示を受けたことから、この機を逃さず未整備地域の方々から切望していた光回線整備事業を進めているところでございます。

光回線整備にあたっては、携帯電話の不感地域解消にもつながるのではないかとということも整備の必要性の一つと捉えていたところであり、通信事業者や国との協議の過程において、今回の補助整備事業では、そこまでは不可能ということが判明したものでございます。しかしながら、将来的に整備する光伝送網を活用した携帯電話不感地域の解消について、民間事業者による事業化の意向や、整備費用といった問題があるものの可能であるとの見解を得ているところでございます。

一方、光回線整備を行なう上で、通信事業者から要請されていた事前加入申込みが450回線と厳しい数字と捉えておりましたが、周知期間が十分でなかったにもかかわらず、510回線以上もの回線数の申し込みがあり、光回線整備に対し町民の方々の期待の大きさが伺えたものと思っております。

また、診療所等の改築よりも優先度が高いと判断した過程は、との議員のご指摘でございますが、光回線整備事業につきましては、先に申し上げましたとおり平成25年から整備を模索してきており、国の補助事業として不採択となった経緯もございますが、町として町民のご要望に答えるべく継続的に事業化を図るため、取組みを進めてきたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

2点目につきましては、開かれた行政の実現をめざし、町が取り組んでいる政策や、これから取り組もうとしている政策の経過、現状などの情報公開に努めているところでございまして、議会説明はもとより、町政懇談会、自治会長会議、マイタウン30委員会など、機会あるごとに情報提供に努めているところでもあり、こういった中において、光回線整備について、国庫補助の活用や財政上有利な起債を活用した上での整備の考え方について述べさせていただき、町民の方と意見交換を行なっております。

あわせて、厳しい財政状況にある中、限られた財源のもと、行政課題への適切な対応が求められておりますので、町民にとって何が必要かつ優先すべき課題であるかをしっかりと見極めながら、課題解決にあたっているところでございまして、今後とも、こういったスタンスを崩すことなく町政運営に努めてまいりたい所存でございます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 光回線の整備については所信表明などで携帯電話が繋がらない地域における情報通信インフラ整備の促進など、町の情報計画を樹立し、優先順位も考えながら適正な事業を検討する必要があると述べられており、僕はここで消極的であると理解していました。今回、以前申請していた計画に携帯電話不感地域解消をはかるということを加えて整備を進めるに当たり、町の情報計画は樹立されているのでしょうか。その概要の説明をお願いいたします。

また、国との協議の中で今回の整備事業では不可能であったと答弁がありました。今回の国との協議の前にそれがわからなかったということでしょうか。私は、それは少し考えづらいと思います。先般の全員協議会の答弁後に調べてみたのですが、今回の補助事業で

はなく、以前の補助事業である情報通信基盤整備推進事業においても携帯電話の不感地域解消は、携帯電話等エリア整備事業という別事業として措置されています。平成 25 年度、平成 28 年度において、国に事業計画を出したときにも今回の整備事業と同じだったと思うのですが、当時申請したときも携帯電話不感地域解消が図られると考えていたということでしょうか。説明をお願いいたします。

また、答弁にあった将来的に携帯電話不感地域解消が可能であるというのは、携帯電話等エリア整備事業を使う必要があるのではないかと思います。あくまで今回整備されるものを使って携帯電話不感地域解消が将来的にできるということでしょうか。いずれにしても、大きな予算を使う政策でありますので、この携帯電話不感地域解消がはかられないと分かった時点で、町民に周知をはかる必要があったのではないかと思います。町長の考えを伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。答弁ちょっとかみ合わないところがあるかもしれませんが、お許し願いたいというふうに思います。先ほども述べましたが、将来的に整備する光伝送網を活用した携帯電話不感地域の解消について、民間業者による事業化の意向や整備士といった問題があるのも可能であるとの見解を得ているところでありますので、今後そういった取り組みの中で解決していきたいというふうに思っております。また、回線の予備回線の余っている部分を使いまして、そういったものの解消も可能だと伺っておりますので、そういった中で町の財政的なものも出てくるかも知れませんが、それはそれなりに対応しながら整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○8番（氏家良美君） 今伺った再質問で、伺ったところまだ答えていただけてないと思うんですけども、情報計画の樹立はされてるのでしょうかということと、その概要ということと、この事業を行うに当たり、携帯電話の不感地域の解消を図られないというのは、国との協議の中でわかったことなのではないかということ、まだ答弁いただけてないと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 38 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お待たせして申しわけございませんでした。町としては、計画は策定してございませんが、a u、ソフトバンクが参入意向も示しておりますので、そういった状況をかんがみながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご

理解いただきたいというふうに思います。それと、今回は国の要望した段階でわかったのかという話ですが、これはNTT側と協議をした結果、今回の補助の対象にはなっていないということが判明したものでございます。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） まず、情報計画を樹立されないで行ったのはちょっと問題があると思いますので、今後は計画は立てるべきだと思います。それとあと確認ですが、国との協議ではわからなくて、NTTとの協議でわかったということでもよろしいでしょうか。で、25年度及び28年度にも申請は出しておりますが、その時点でもうわからなかったということで、確認ですがよろしいでしょうか。

今回の大型投資である光回線の整備事業は、携帯電話不感解消を図られたいとしても、新冠の未来にとって重要な政策であり、実施されることについては大きな期待を寄せています。一方、この整備事業を懐疑的に見ている町民もいることも認識しています。だからこそ、情報すべて出した中で町長が判断したのだということが必要ではなかったかと残念に思います。冒頭にも申し上げましたが、今後大型の投資、維持改修が迫っているわけがありますが、町の財源は限りがあります。その中で町民にとってどれを優先し、どこを我慢するのかという議論も必要になってくるのではないかと思います。だからこそ、大まかでも構わないので、財政の見直しを含めた政策の説明、また、政策の変更があればその説明を丁寧にしていく必要があると思いますので、今後の住民への周知についてどのようにするのが効果的なのか。そして、新たな政策のよしあしを町民が判断できる情報をどのような形で出せるのかについて、改めて検討していただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再々質問にお答えします。情報計画の樹立がなされるべきがなされていなかったのではないかとのご質問でございますが、これにつきましては議員ご承知のように、並行して進めなければならない視点もございます。また、期をのがすと採択ができないという場合もございますので、その分も合わせて進めなければならないということがございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それと25年、28年には分からなかったという話でございますが、25年、28年当時は別制度によりましてこの光回線の整備事業に合わせまして実施できるということでございましたが、今度の事業は制度改正がなされまして、その事業とは一緒にならないということを示されたということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、私は情報公開については先ほど申し上げたように、町民と対話をもってやっているつもりでございます。あと、どういう形が議員おっしゃられるような情報開示かは内部で検討いたしまして、もし、そういう方法がまた別にございますれば、そういう方法で考えてまいりたいというふうに思います。また、財政の明確化につきましては議員のご

指摘もございしますが、私どももそのように考えてございますので、これからもスタンス崩すことなく議会、または町民に向けての発信をしながら進めてまいりたいというふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、芳住革二議員の優先すべき課題を見極め主要施策の推進の発言を許可いたします。
芳住議員。

○1番（芳住革二君） 1番芳住です。議長の許可が得ましたので、優先すべき課題を見極め主要政策の推進を質問いたします。鳴海町長就任以来2年間国保診療所の病床再開、学校給食費の無償化、各種健康診断費用の無料化、情報通信網の整備推進など、多くの公約が実現と事業の実施を見ることができました。議会としてはこれら施策の検証を図りながら町行政と協力し、まちづくりを推進していくものと考えております。

また、国保診療所や特別養護老人ホームの建て替え、道の駅のリニューアルの検討、日高自動車道の延伸に伴うホロシリ乗馬クラブの移転、JR日高線問題の早期解決、そして小学校統廃合と小中一貫校、一貫教育など、町が直面する課題は山積しており、町財政の健全化を図りながら、これらの諸問題に対応していくことは非常に困難をきわめ、高い行政努力を求められると考えております。行政能力を発揮する過程では、優先すべき過大を見極め、主要政策を推進すべきものと考えておりますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 芳住革二議員からご質問の優先すべき課題を見極め主要施策の推進についてお答えいたします。

私は、平成29年5月に多くの町民の皆さんからの支持をいただき、町長の重責を担わせていただきました。就任以来この2年間において、町民の皆さんとお約束して来たさまざまな行政課題に取り組み、多くの公約の実現を見ることができましたが、これも関係各位のご理解あるご協力や職員の努力によるものと深く感謝しているところであります。特に、地方交付税が年々減少しているという厳しい財政状況にあるなかにあつて、議員各位から寄せられましたご提言や助言には、町づくりに対する強い思いが込められているものと感じており、文字通り行政と議会が車の両輪となって、町づくりを進めているものと実感している所であります。今後においても、まだまだ取り組まなければならない課題は多く、それに加え、これまで積み残されて来た課題が多いのも事実ではありますが、事業の必要性、重要度を的確に見極めなければならないことは疑いのない所であります。

特に、議員から御指摘がありますように、現在、町が最も優先して取り組むべき大型事業としては、道の駅のリニューアル、国保診療所、特別養護老人ホーム恵寿荘の建て替えと捉えているところであります。この3つの事業は、私の選挙公約であることもさることながら、将来の新冠町のためには、どうしても避けておれない事業と思っております。

て、同時に大きな財政出動が予測される事案でもあり、慎重に進めていかなければならないものと考えている所であります。

現在、道の駅については日高自動車道の延伸により、そう遠くない時期には新冠町内にインターチェンジが完成し、車や人の流れが変わってくるものと予想されますことから、道の駅のリニューアルを急がなければなりません。昨年オープンした「にいかっぷキッチン」も町民はもとより、来訪者からも評判が良いことから、これらの機能を損なうことなく、さらには、レ・コード館との相乗効果が高まるよう創意工夫が必要となってまいります。また、マイタウン30委員会や室蘭工業大学学生の意見等も拝し、まずは、北海道開発局等の関係機関と協議しながら道の駅のリニューアルの実現性について調査・研究を進めてまいります。

また、老朽化している国保診療所につきましては、昨年8月に入院病床を再開し、医師、看護師などのスタッフの確保や入院環境の整備、診療体制の確保など、ようやく軌道に乗り始めたところでありますが、外来患者はもとより、入院患者の動向についても今しばらく推移を見ながら経営の安定化を図りつつ、保健や福祉との連携なども視野に入れた施設のあり方を検討しなければならないものと考えている所であります。

恵寿荘につきましても待機者の状況やスタッフの確保の面からも適正規模を見極める必要があるばかりでなく、建設場所の適地の面からも慎重に取り進める必要があるものと考えている所ではありますが、いずれにいたしましても、当町にとって最も優先されるこれら事業は、多額の費用を要することが見込まれるところでありますので、適正規模の見極めと財源の確保が必要不可欠と考えております。

これらの事業につきましては、今後、具体的な協議に入る際に議会はもとより町政懇談会、自治会長会議、マイタウン30委員会などにも情報提供しながら取り進めていくこととしておりますが、財源確保も含めて財政状況について、明らかにしながら進めていかなければならないものと思っております。

次に、現在の当町の財政状況について概要を申し上げます。はじめに起債残高であります。今定例会に提案している補正予算までの、今年度の起債の借入額は8億1,260万円、起債元金償還額が7億3,576万5,000円です。これにより、今年度末の起債残高の見込みは、平成30年度末起債残高の57億6,896万9,000円より7,683万5,000円増額となる、58億4,580万4,000円と見込んでおります。これは、最も起債残高が多かった平成14年度が109億5,676万2,000円でしたので、約2分の1となっております。

また、平成14年度の起債償還額は11億4,501万8,000円で、予算額の17.12%を占めておりましたが、今年度は7億3,576万5,000円で、11.73%と5.39ポイント低い状況にあります。加えて、当町の起債は辺地債や過疎債など、交付税算入される財政的な優遇措置のある起債を優先し発行しておりますことから、令和元年度末時点で交付税算入額を差引いた実質償還額は、起債総額の27.9%に当たる16億3,125万3,000円となっております。今後、大型事業の実施により、仮に20億円の過疎債を発行した場合、3年据置の4年目から9年間

で、20億円を償還する事となりますが、この内、70%が交付税算入されますことから、毎年の実質償還額は6,700万円と試算されます。これは、当町の財政にとって、決して余裕のあるものではありませんが、危機的状況に陥るものではなく、現状においては経常経費の削減や事務事業の見直しにより、十分耐え得る範疇にあるものと判断してございます。

一方の基金残高であります。今年度末の基金残高の見込みが15億9,166万円となっており、近年、減少が続いておりますが、これは、地方交付税の減額により財源確保のため基金を取り崩さなければならない状況にあることに加え、平成28年度の災害において2億2,000万円ほど取崩したことも大きく影響しております。特に、地方交付税の減額には、包括算定費用の見直しや地域経済・雇用対策費の廃止など、制度そのものの見直しによる影響があったほか、当町独自の理由として税収の増や起債残高の減少などが大きな要因ともなっております。今後においても、財政調整基金については、地方交付税の減額や災害時などの緊急的な財政需要に対応するための基金でありますので、出来得る限り取崩さない予算編成を心がけてまいります。施設・設備の維持補修、備品の更新など、これまで先送りしてきた課題も多く、予算編成に当たっては困難を極めることが予想されます。

これらを踏まえまして、今後の行政運営につきましては優先すべき課題をしっかりと見極め、特に住民生活に直結する課題を最優先することを常に念頭に置きながら、基金に頼らない予算編成を進めていく必要がありますし、大型事業におきましても、これまで同様、財政的な優遇措置のある起債を優先するとともに、補助金等の財源を探りながら少しでも負担とならないような対策を講じ、適切な財政運営に努めてまいり所存でありますのでご理解賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員再質問ございません。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） ホロシリ乗馬クラブは現に行われているということでございますし、また小中学校の統廃合、小中一貫教育などはプロジェクトチームが立ち上がってこれらの検討しているということでございます。ちょっと触れてなかったJR日高線のことについて質問させていただきたいと思っております。JR日高線が高波被害による不通が4年半にも経過しているという。今まで町長会議でJRとの協議事項があることから、会議の内容を非公開を容認してきた経緯があるが、昨日新聞報道で浦河町長が議会での答弁で全線復旧を求める姿勢を強調し、また、護岸を人質に廃線をのめという提案には憤りを覚える。このような発言の中、町長会議がこれからどういうふうに進まないか、まとまらないというふうに考えますが、また、JRとの協議が進まない状況にあると考えます。このような問題をどのようにとらえ、また、早期解決を向け町長の私案を含め考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 通告ありました芳住議員のJR日高線の見通しというものにつきまして、全体の予算の中でのお話かということでございましたので、答弁しておりませんで

したのでこの場を借りて答弁させていただきたいというふうに思います。JR日高線における対応状況につきましては、先般、行政報告をさせていただきましたとおり、仮にバス転換となった場合の運行体系、利便性、JR北海道の支援策などをしっかり検討しながら、交通網との判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、管内各町が具体的な将来図をJR北海道と個別協議を進めることとしているところでありますが、多岐にわたる課題や論点があり、時間を要することも想定されますが、地域住民の利用実態に即した広域公共交通のあり方を検討してまいる所存であります。このような中であって、このたびの浦河町長の発言につきましては、私自身新聞報道のみの情報しかありませんので、真意のほどははかり知れませんが、決して護岸復旧を人質にとられたために廃線を容認しているものではなく、これまでの町長会議の議論の中で、別の復旧は現実的に無理があるとの判断のもと、交通モードの絞り込みを進めてきたところでありますことは、これまでも議会にご報告してきたとおりでありまして、私自身記事の内容につきましては、違和感を覚えているところでございます。いずれにいたしましても、4年半の経過により護岸の被害拡大の恐れもありますので、早急な対策を切望しているところであり、機会あるごとに対策を要望しているところでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに存じます。

○町長（鳴海修司君） 再々質問ございませんか。

○1番（芳住革二君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、芳住議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時12分

○町長（鳴海修司君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、但野裕之議員の警戒レベルの運用についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い警戒レベルの運営について質問いたします。

当町の防災行政は町長をはじめ、町職員の防災、減災意識が高く、夏場の豪雨、台風に関しては早期の情報収集に余念がなく、迅速に対応されているのが伺われます。町民においては、10月に行われている地震津波対策避難訓練の成果もあり、自助、共助、公助の認識が浸透し、まずは自分の命は自分で守るという自助の必要性が十分に理解されていると思われま。しかし、豪雨災害に関してはどうでしょうか。警報が発表された場合一人一人が豪雨災害から身を守る心構えができてはいないのではないかと推察されます。警報が発表されていても実際に身の危険を感じない限り、行動を起こそうとはしないのではないのでしょうか。このような中、気象庁は大雨や洪水で土砂災害が予想される際に、私達が取

るべき行動を切迫度に応じて5段階で示す警戒レベルの運用を始めました。これは住民に災害被発生危険性が十分に伝わらず、逃げ遅れで多数の犠牲者が出た昨年の西日本豪雨の教訓を踏まえたものです。また、温暖化に伴う気候変動で豪雨が頻発化、激甚化、想定外の被害をもたらしているのも事実です。被害を最小限に抑えるためにも、町民が正しく理解できるよう町は丁寧かつ、速やかに周知を進める必要があります。今回の警戒レベルの特徴は大雨や洪水、土砂災害、高潮などに関するさまざまな注意報や警報を住民の取るべき行動に即して5段階にまとめている点にあります。このうち、レベル1は、最新の情報に注意し、災害への心構えを高める段階。レベル2では、注意報などに基づき、避難先や避難経路を認識することが求められております。レベル3では、大雨洪水警報や河川の氾濫警戒情報を受け、高齢者や体の不自由な人の避難の開始が求められています。レベル4では、氾濫危険情報などが発表された場合避難すべきとしています。レベル5ではすでに災害が発生している段階で命を守るための最善の行動をとる必要があるとしています。中でも避難行動に直結するレベル3とレベル4が重要で、自治体が避難勧告や避難指示を出していなかったとしても、みずから避難を決断する基準として受け止めなければなりません。西日本豪雨を教訓に国の中央防災会議は、行政主体から住民主体への防災へ転換する重要性を強調し、避難について最後はあなたの判断です。と自助を国民に呼びかけています。当町として、警戒レベル運用にどのように対応するのか。また、町民対して警戒レベルを周知徹底させるべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の警戒レベルの運用についてお答えいたします。

内閣府は、平成17年にそれまでの災害を教訓として防災対策の強化を図るため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定ガイドライン」を策定し、その後、東日本大震災、広島での土砂災害を更なる教訓として、その名称を「避難勧告等に関するガイドライン」と変更するとともに内容の改定を行って来ております。

昨年の西日本を中心とした記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害では、気象庁を中心として厳重な警戒が必要であるとの情報が発信されていたにもかかわらず、多くの犠牲者が発生しました。このように多くの犠牲者が生じた原因の一つとしては、但野議員のご質問にもあるように、住民にはその危険性が十分に伝わらなかったことであると検証されています。さらに、細かな検証としては「避難勧告や避難指示等の危険度の高さ、その順番についての認識が低い。」あるいは、「さまざまな防災情報が発信されているが、多様で難解であるため多くの住民が活用できない」などとされております。

これらを踏まえ、本年3月には再度「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂されました。この中では、これまでの「行政主導の取り組みを改善することにより防災対策を強化する」という従前の考え方を、住民が「自らの命は自らが守る意識」をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという考えに大きく方向転換

するものとなってございます。この考え方に基づく具体的な取り組みの一つとして示されたのが、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を警戒レベルとして5段階に区分されたものであります。これによる住民がとるべき行動としては、警戒レベル1の「災害への心構えを高める」から警戒レベル5の「命を守るための最善の行動をとる」まで各段階でその気象情報ごとに区分されております。この警戒レベルの運用につきましては、警戒レベル1から2までは気象庁が発表し、警戒レベル3から5については市町村が発令するものとなっておりますが、一方で都道府県から発信される防災気象情報等については、参考として警戒レベル相当情報を合わせて提供されることとなり、ご指摘のように混乱を生じる可能性も含んでおります。

しかしながら、今回の目的であります住民の主体的な避難行動との支援という点においても、一定の方向性が示されたものと受け止め、対応していきたいと考えており、警戒レベル3以上の避難勧告等における発令については、その権限が市町村長にあることを改めてその責任を認識し、気象情報収集と分析、町内の地形を踏まえたうえでの危険地区の把握、これまでの経験を活かしつつ、想定外を想定する慎重な判断等を行い、決して町民の避難が遅れることなく、躊躇なく対応してまいります。また、避難所の開設等に際しましても自治会長等と連携を図りながら、天候状況により各地区で不安を抱える住民、特に老年寄りなどがいらっしゃる場合には、これまで同様に臨機応変に対応していきたいと考えております。

最後に町民に対する周知についてですが、本格的な台風シーズンが到来する前に情報周知が必要であることから、町政事務委託文書等により発信していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） ただいま町長の答弁で周知させる方法として駐在文書等とありましたけども、この警戒レベルを周知徹底させるには、10月に地震津波対策避難訓練を行っているように、夏場において豪雨土砂災害に対する避難訓練を行うべきと考えます。文章で周知させるのは最低限のことだと思います。毎年避難訓練を繰り返し行うことで、実際に体を動かすことに余剰対策できるものと思われまます。豪雨土砂災害に対する避難訓練を行う考えはないのかどうかお尋ねします。

○町長（鳴海修司君） 鳴海町長。ご指摘のように豪雨に対する避難訓練も私も必要だというふうに考えてはございます。ただ、今年ということになりますと時間的な問題もございいますので、今後に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、プログラミング教育必修化についての発言を許可いた

します。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、プログラミング教育の必修化について質問いたします。2020年度から小学校のプログラミング教育が必修化されます。プログラミング学習の狙いはコンピューターの技能を身に付けることではありません。プログラミングの体験をとおして物事をさまざまな要素に分解したり、ほかのことに応用したりする力を養うことにあります。小学校では体験をとおしてプログラミングの考え方にふれ、コンピュータにしてほしい仕事を簡潔で論理的な手順として伝えることを学びます。中学校では産業の中でプログラムが問題解決に利用されていることを学びます。そして、高校ではアルゴリズムを含むプログラムについて学びます。

文部科学省が必修化される小学校のプログラミング教育の取り組み状況に関する調査結果を公表しています。これによりますと、必修化に先立ち、すでに授業を実施している自治体は全体の5割を超える一方、町村では約3割にとどまっており、小規模な自治体で取り組みに遅れがでている結果となっています。文部科学省は、小さな自治体は全体の職員数も少ない、人手不足で担当者を置かないことが影響していると分析しております。これらを精査してプログラミング教育の実施に向けた課題として、人材不足、情報不足、予算不足があげられています。課題解決のために文部科学省は、取り組みが遅れている自治体を中心にプログラミング教育の目的や指導法に関するセミナーを実施し、動画サイトを通じた教材などの情報提供を充実させたいとしております。当町において人材不足、情報不足、予算不足の課題はクリアできているのか否。また、必修化に向けての進捗状況の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問のプログラミング教育の必修化についてお答えします。

プログラミング教育は、次期学習指導要領において小学校から高等学校の各教育課程において、新たに位置づけされたもので、次年度から小学校において導入することになります。ご質問の中にあります小学校の取り組みの実態については、本年4月に実施された実態調査に基づく内容と思われませんが、ご指摘のようにプログラミングを授業の中に取り入れていくためには、知識や人材の不足、教材や指導事例の不足があることは事実でございますが、これに対応する当町の取り組み状況と、進捗状況についてあわせてお答え申し上げます。

プログラミング教育では、児童生徒がコンピュータやプログラム言語にふれることにより、その知識技能を高める活動を行いますが、それ自体を狙いとしたものではございません。プログラミングにふれることにより、「自分の意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要で、それに対応する記号をどのように組み合わせることが効果的かということ論理的に考えていく力」いわゆる「プログラミング的思考」を

習得することで発達段階に応じた「思考力、判断力、表現力」を育成しようとするものでございます。

AIやIoTの時代を生きる児童生徒にとって、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順や仕組みが存在することを知り、それらの働きをよりよい人生や社会づくりに活かそうとする態度を涵養することは大変重要な教育活動であり、教科横断的な視点からの取り組みが必要であると認識しております。

このような考えから当町では、平成30年度からICT教育推進担当教諭を各校に位置付けし、推進方策について協議を重ねるとともに、ほか管内において模擬授業や、教職員研修などで実績のある民間講師を招聘し、2回の講習会を開催することでプログラミング教育に係る基礎知識や、教育活動における実践方法についての研修を行ったほか、新冠小学校において、担当教諭による公開授業を行い、教職員の研究・研修活動を進めてきたところでございます。

本年度は、これまでの研究成果を踏まえ、担当教諭の公開授業を題材とした専門講師の指導研修会を各小学校で開催するほか、教師全体での研修会を開催するなど、研修の充実を図る予定でございます。また、各校では、プログラミング教育に係る年間指導計画の作成準備にも着手することにしております。

プログラミング教育を含め、次期学習指導要領における新たな教育活動に関し、教職員の負担や不安感が大きいことは確かでございます。そのため町教委では、道徳、外国語、ICTに係る各推進委員会を組織し、学校や教職員と情報交流や連携を図りながら、準備に取り組んでいるところでございます。特に、プログラミング教育に関しましては今後とも、「論理的思考力」や「プログラミング的思考」を高める教育環境の整備に関し、推進会議や研修会などを通じ、学校・教職員の不安感を払拭した上で、児童生徒の学習環境の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の厚別川及びJR日高線からの土砂流出と農業、漁業に及ぶ現状と影響と対策にうつります。

今回、竹中議員からは資料の提出がされていますが、資料はあくまでも補足として認められています。一般質問に当たっては趣旨説明を行い、資料のみの説明に偏ることのないよう十分注意をして下さい。竹中議員の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。なお、お手元にお配りさせていただきました資料につきましては、許可いただいていた時間が余りございませんので、後段説明させていただきます。

平成15年以前に厚別川水系比宇川の上流太陽地区に設置されている砂防ダムに、一時

全国的にブームになり行われたスリット化が施工されました。これによって少し多めの降雨によっても比宇川の濁りが極端にひどい状況となり、特に河川の水を利用していた農家の農作物関係に打撃を与える等がございました。町もその対応に当たってこられた経過もあると思いますが、最近では当時よりは改善が見られているのではないかと感じておりましたが、一旦濁流となった際には、以前のような澄んだ比宇川までに回復いたすのに相当な日時を要しており、まだまだ回復がおくれている現状がございました。町もそのことに対してどのように認識されているのでしょうか。今後どのように対応され、万全を期してまいるのであるのかお考えなのではないでしょうか。

当時、砂防ダムのスリット化がなされたことによる影響への措置なのか、堤体内に溜まっていた土砂を相当数の大型ダンプによって搬出したしております。この搬出だけにかかった予算はおおよそ1億円になっていたと思います。このとんでもない予算をかけたスリット化、土砂の搬出などの事業はどこからかの要請などがあって施工されたものなのではないでしょうか。また、事前に町にどの程度の相談や説明があったのでしょうか。下流で農業や漁業を営む方々をはじめ、関係住民に対する丁寧な説明などはなかったのではないかと思います。川からの土砂は流入対策として、えりも町の植樹による取り組みは全国的に知られておりますが、この事業はそれに逆行いたしていると言えるのではないのでしょうか。いまだに堤体内には大量の土砂が堆積しており、大水が出た際には大量に流れ出るような状況とともにこの奥地の山は切り立っており、急勾配が多く、ネット検索いたしますと山の斜面の崩落が各所に認められている現状にございます。まず、この悪影響を回避するためにはスリット化した部分の復旧を強く申し立て、土砂の流出を止めなければならないのではないかと思います。

この影響は今まで述べました農業にとどまらず、最近減少著しい漁業へも相当の悪影響を与えているのではないかと思います。そこで、本年5月21日に新冠町新和のアメダスで52.5ミリ、浦河地方で50ミリの降雨があった3日後の24日に鶴川から幌別川までの主要な河口と漁港、海の状況を見てまいりました。結果、河川で一番の濁りは厚別川でしたが、海の汚れは海域によって相当の違いがあるということは、素人の私にもはっきりと見える状況が見てとることができました。まず、海の状況は厚賀漁港を境に、西側はきれいで東側は極端に濁っており、違いが一目瞭然でした。その濁りは東に向かっていて、当然節婦漁港にあつてはさらにひどくなり、入り船漁港付近までに広がり、東静内漁港でようやくきれいな状況が見てとることができましたので、結果的には濁っている川による影響が大きいのではないかと感じました。このことは、漁業に対し著しい悪影響を及ぼしているのではないかと思いますし、JR日高線、大狩部地区の護岸の崩落も長い期間放置されている状況となっており、節婦漁港の極端な汚れはこのことも重なり、重大な状況ではないかと痛感いたしております。これの一日も早い復旧がなされなければならないと思いますし、復旧に当たっては万全なものにしなければならないと思います。最近の海の汚れ方を見てもJRが施工する護岸では恒久的な対策にはほど遠いことになるので

はないかとの不安がございます。かたや、国の施工する工事では節婦の西側踏切付近を境とした護岸の状況を見ても明白ですが、万全の工事となっており、このような工事を行わなければさらに漁場に泥が溜まる事態になりかねないのではないのでしょうか。今は泥を好むといいますが、濁った海でも大丈夫な魚しか住めないような状況に陥ることになっているのではないのでしょうか。

日高振興局産業振興部水産課様のご協力を得て、北海道水産現勢から見た新冠と日高管内の平成20年から平成29年までの10年間の漁獲高を見ても、漁獲数量の激減が見られ、日高管内は66.54%の33.46ポイントの減、新冠町では52.9%の47.1ポイント減、おおよそ半減にまで迫る結果となっております。我が町の漁獲別漁獲数量で極端に減少しているのは、鮭が54.63ポイント減、たこが53.72ポイント減の半分以下となっており、コンブの激減も大きく、日高の特産となっていて、前任の振興局長、そして新任の局長もウニを日高の戦略産物にしていくことを発信いたしておりますが、残念なことにそのウニの漁獲高新冠はゼロとなっております。辛うじて漁獲単価の上げ傾向により、10年間の漁獲数量減少は漁獲金額単価の高騰によって幾分かカバーしているかもしれませんが、日高管内の金額では26.2ポイント減、新冠町の漁獲金額では20ポイントの減となっております。このような状況が続くことになれば、先般同僚議員の一般質問にありましたように、持続可能な豊かな新冠町の漁業のあり方に暗い影を落としかねない大事なことではないかと思えます。この際、比宇川砂防ダムのスリット化を止め、元の形に復旧をいたし、町長も汗をかいておられるJR日高線の崩落いたした大狩部地区の護岸の万全かつ早急な工事への取り組みが必要と考えますが、これらの件につきまして町長の考えを伺います。

ここでお時間をいただき、資料1から9を説明させていただきます。この資料の作成に当たり、日高振興局産業課振興部水産課漁政係様のアドバイスをいただきました。掲載されております資料1から9までの写真データは、本年5月21日浦河地方で50ミリ、新冠町新和で52.5ミリの降雨があった3日後の同月24日に撮影した画像でございます。資料1厚別川支流比宇川上流砂防ダムスリット化と堤体前には川より高く土砂がたまっている状況と、途中で合流する小沢との汚濁具合の差及び厚別川本流との合流地点での濁りの違い。資料2から4、鶴川から幌別川までの主要な河川と海の汚れ。鶴川は既に澄んでいる状況と厚賀漁港を境に西はきれい、東は汚れている状況がはっきりと見ることが出来ると思えます。節婦漁港付近の汚れがピークとなり、入船漁港付近までの汚れ、資料5、新冠町平成20年から29年までの漁獲数量の減少。資料6、新冠町の平成20年から29年までの漁獲金額の減少。資料7、新冠町の平成20年から29年までの漁獲種別漁獲数量推移と販売金額推移で主力魚種の抜粋。資料8、新冠町の平成20年から29年までのサケの漁獲高の推移。別表としたのは単位が大きいため、他の業種差よく表せないためでございます。資料9、日高管内の平成20年から29年までの魚種別漁獲高、金額と数量。管内も新冠町も減少傾向ですが、サケとコンブ、タコ等の主力である新冠町の落ち込みは大きいと読み取れると思えます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の厚別川上流及びJ R日高線からの土砂流出と農業・漁業に及ぼす現状と影響と対策についてお答えいたします。

まず始めに、1点目の厚別川上流の砂防ダムスリット化における現状と影響、スリット化した部分の復旧を申し出る事は出来ないかについてでございますが、林野庁及び北海道の管理施設についてのご質問と思われますので、お答えできる範囲で答弁させていただきます。ご質問の河川汚濁や土砂流出は林地開発、開墾、土壌土質などが大きく起因しているのはご承知のとおりですが、その時々々の国、道、町の政策あるいは自然条件によるものであることをまずもってご理解願います。また、当該砂防ダムは、比宇川上流の太陽地区の国有林との境にあり、既設ダムを改築したものでありますが、スリット化は全国各地の河川発生災害の主たる要因が立木流出にあるとされ、これをある程度堤体内で食い止めながら水を流し、さらには流木止めも併用した方式で国民の生命財産を守るために導入された工法でありまして、平成15年8月の台風10号災害により、厚別川流域全河川においては、国有林からの大量の流木及び土砂が下流域に流出し、4人ものとうい犠牲者を出した上、さらに営農や生活基盤にも甚大な被害をもたらしましたが、まさにこれに起因したことはご承知のとおりであります。このことから、再度このような災害が起こらないよう、比宇川の大規模な災害復旧を計画するに当たり、砂防ダムについては北海道の所管事業として、砂防指定区域内の管理をしているところであります。ご質問の砂防ダムのスリット部分の復元要望につきましては、先に申し上げた採択要件と台風10号災害の教訓を踏まえ、国土交通省や北海道と慎重に協議検討していかなければならないと考えてございます。

次に、2点目の当初、農業に対する影響もあり、町も対策を致した経過と今後は万全かについてですが、比宇川につきましては平成19年度から22年度までは、北海道による護岸補修、河床の堆積土砂の除去などが実施され、22年度からは町において河床の著しい土砂堆積箇所の除去など、毎年河川維持にて対応してきているところであります。また、北海道におきましても、砂防指定区域内の堆積土砂除去工事や流木除去も実施されており、日高南部森林管理署に対しましても、国有林からの濁水について、国有林内の状況監視の徹底や民有林も含めて必要に応じた治山や山腹要望、あるいは小規模治山事業による対応をお願いしている現状をご理解願います。

3点目の平成20年から29年までの10年間における当町及び管内各町の漁獲量の減少と川の汚濁水による海水との関連性についてでございますが、当町の漁獲量の推移を簡単に申し上げますと、20年に1,037トンであった漁獲量は21年の1,492トンピークに減少し、22年から27年までは900トン前後を繰り返しながら、28年には777トン、29年には576 tにまで減少いたしました。このような傾向は管内各町とも共通しておりまして、主に減少している魚種はサケやタコ、昆布となっております。この要因につきましては議員がご指摘

のとおり、海水の濁りが漁獲量の減少に影響を及ぼしているものとも考えられますが、海水の濁りが少ない浦河以東も同様に減少していることを踏まえ、海水温の上昇や潮流の変化あるいは外敵による補食、漁業者の減少、資源量そのものの枯渇などさまざまな要因が漁獲量の減少に影響を及ぼしているものと推測されますのでご理解願います。

4点目についてですが、護岸の取り扱いにつきましては、海岸法により鉄道海岸は鉄道事業者が行うこととなっておりまして、護岸擁壁の損壊箇所はJR北海道において、応急工事がなされているものの財政的な事情等から抜本的対策が講じられなく、日高町村会として国に対し護岸整備要望をした際、法令を盾に護岸対策については、まずはJR北海道が主体との見解が示され、国が直轄した形での護岸対策は困難であると認識してございます。しかしながら、日高線が仮に廃線となった場合には、海岸法により建設海岸の扱いとなり、北海道に所管が替わることから、護岸対策については道が責任を持って対応していくとの姿勢を示しておりますし、道庁内部での検討やJR北海道との協議を重ねているところと町長会議でも報告を受けてございます。さらに、JR北海道としても日高線を廃止する際に護岸整備の範囲、金額、費用負担などについて、道と協議しながら対策に取り組んで行くことへの考えも示されてございますし、国費の充当は、所有権移転後、道と国の中で取り進められるものと考えてございます。

高波や台風時には土砂の海中流失が続いていることや、時間の経過とともに被害箇所の護岸劣化も進み、漁業者におきましては漁業被害を懸念する声を伺ってございますので、早急な対応の必要性は十分認識してございますが、一方で、日高町村会として、JR日高線の交通モードの方向性が一本化とならない状況でもございますので、協議の加速化についてはこれまで同様、町村会で意見を申し述べていきたいと思っておりますし、道やJR北海道とも護岸対策についても協議して参る所存でございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員再質問ございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） スリット化に対して町及び農業者、漁業者への説明はあったかのことについて再度質問をさせていただきますとともに、こうした漁獲高の減少傾向は新冠町、管内また他の地域でも深刻な状態であることが今の町長の答弁の中でもございました。しかし、新冠町の減り方がやや極端ではないかということをお私としては申し上げたいということでございます。海の中のことは専門家でも的確な予測や対策をとることが困難であると思います。自然相手、海を取り巻くさまざまな要因は到底私にははかり知れないわけでございますけれども、日高漁協協同組合新冠支所の組合員数についても平成20年には正組合員に41名、準組合員5名在席いたしておりましたが、31年現在では正組合員数23名、準組合員数1名と激減いたしております。漁獲高の減少による漁師さんの減少なのか、高齢化によるものなのか、原因はさまざまであると思いますが、中には後継者がいて浜で生計を立てていく意欲のある方も見受けられております。日高振興局日高地区水産技術普及所静内支所様から伺ったお話では、新冠の海の汚れは20年ほど前に見た状況とさほど

変わりがないように思うとのことでした。しかし、最近の漁獲される魚種を見ると、この 10 年間で量と種類に相当の変化が見られると思います。節婦の海には相当数のタコのアパートが投入されていますし、漁師さんたちもタコ箱を相当用意して必死に漁に備えておりますけれども、一向に効果が見えてこない。水産普及所のお話では、タコは 10 年サイクルでたくさんとれることがあるとのお話がございましたので、一縷の望みをもっているかもしれません。しかし、このまま漁獲量の右肩下がりの状況が近年、10 年の傾向で続くようなこととなれば、深刻な状況に陥ることが想定されるわけです。素人考えかもしれませんが、泥を好まない単価の高い魚種が減り、泥を好むとか泥に強いのではないかとされる松川を含むカレイ類やツブは増えており、微増ですが単価の高いナマコもとれています。しかし、サケやタコの漁獲減を補うだけには至っていないので、相当前から続いているこの海の濁りをきれいにして、漁獲量の回復に本格的に取り組むべきではないかと思ひ、冒頭申し上げました砂防ダムのスリット化協議をしていただくということでございますので、なんとかこれを復旧し、緊急性が求められる J R 日高線護岸の本格的に工事や将来性のある魚種の見きわめ、開発など、その他考えられる有効な事業に取り組み、襟裳の浜のようにきれいな海を取り戻し、数年前にはとれていたウニやコンブなど、単価の高い魚種の回復などを行い、浜の活気を取り戻すために汗をかく必要があるのではないかと思いますので、再度町長にお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えしたいと思います。まずはスリット化の地域説明があったかということについてお答えしたいと思います。この方式採択に当たりましては、ご指摘のように地域への説明不足を認めた上で、施工主体の北海道町が陳謝し、後日現地において関係者地に説明をなしたと報告を受けてございます。ただ、先ほど申し上げましたように、これはこの工法はあくまでも大災害に備えて人の人命を第一に考えて採択した工法であることをご理解いただきたいというふうに住じます。

また、他のご質問の趣旨は最初の質問内容と同様にとらえましたので、お答え内容が繰り返しとなりますことから、答弁は控えさせていただきたいと存じます。なお、漁業振興対策につきましては、日高協業組合をはじめ、関係機関と連携を図り、できるかぎり協力をしてまいりますので、あわせてご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 答弁ありがとうございます。スリット化のことについてだけちょっとお伺いしたいと思います。スリット化が行われたその一番最初の動機と申しますか、それは脱ダム宣言ではないかと思うんです。スリット化を行う最初の目的は、河川や自然を元に戻すというのが一番のねらいであったというふうに最初は伺っておりました。ということは、魚等が奥地に上ったりする自然にできるような状況に最終的にするというので、平成 15 年ごろに見たスリット化された状況とその後にまた工事が行われた状況は当

時よりもまだスリット化の状況が下げられているんです。そこで止まるのであれば当然魚道がつくわけですけれども、しかし、スリット化の究極目的は自然に還す。そのダムを魚等が乗り越えていけるような状況にするということが最終的な目的であるというふうに聞いております。ですから、これが逆にもっと下げて、本当に自然に戻すようなことも想定されているのではないかと危惧するわけですが、その点についても強くそういうことないように要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。このスリット化の目的は、魚道の代わりに魚を上げるということを目的としたものではございません。あくまでも先ほどから申し上げたように、ダムを乗り越えて出てくる土石、または流木、それらを防ぐために堤体内である程度待ち受けをしておいて、さらにその下で流木止めを設置して、町民または住民の生命財産を守るというのが示してきてございます。ただ、道といたしましては、先ほども言いましたが説明不足ということは否めないということで、後で地域にご説明をしたというふうに伺ってございます。ただ、本来であれば、まだまだ下げるべきだというふうに国自体はおっしゃっておりました。それはなぜだというと、まだ土砂が議員ご指摘のようにあの中にまだ土砂が堆積してございます。ですから、あの土砂を堆積しない限りまた同じようなことが起きる可能性がございます。ただ、それがやったことが本当の原因なのか、土砂を取り除くときにどうしても重機が動きますから、土が動きますから、それに降雨が出たときにはどうしても一時的に濁ります。そういったこともあった中で地域としてはあれ以上下げないでくれという話がございます。あそこで止めたという経緯だというふうに伺ってございます。できれば、本来であれば完全にとって、完全にダムの中をきれいにして、そうすることが今言われたような長く河川を濁すことにはつながらないのかなというふうに個人的に考えているところでございます。また、濁ってきた最大の原因は先ほども言いましたが、国有林の崩壊だとか、そういうところがございますが、これにつきましては町がやっぱり林野庁に要求していくほかに、町自体が施工するわけにはいきませんので、そういうことでご理解得ているというふうに考えてございます。以上です。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 12時 3分

再開 午後 1時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第26号

○議長（荒木正光君） 認定第3、議案第26号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は再出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明渠簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。事項別明細書の11ページをお開きください。歳出の1款議会費から質疑を行います。1項議会費ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、2款総務費に入ります。12ページ13ページ1項総務管理費ありませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 1番芳住です。財政調整基金の中でお伺いしたいと思います。これ町有地の売買のあれしたお金が基金に積むということなんですけれども、この町有地の売買する場所、それから土地の面積、購入者、単価、それをお知らせ願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えいたします。当該地の貸し付け所有地でございますが、新冠町字高江424番地の2内になります。貸付者ですけれども新冠町農業協同組合でございます。面積ですが、12,310.5平方メートルとなっております。

（「たんか・・・」という声あり）

○建設水道課長（関口英一君） すみません。申し訳ございません。今回の1万2,000のこの面積に対しましては、算出の過程としまして現況見込みの宅地と畑の2つに分かれております。そのうち宅地でございますが5,683平方メートル。単価につきましては320円となっております。畑の部分でございますが、6,627平方メートルとなっており、単価は15.9円となっております。以上です。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） これ、いまの説明では貸し付けてという言葉が出てきたんですけども、これ売買じゃないんですか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 大変申し訳ございません。今貸し付けている相手が新冠町農業協同組合でございます。

（「貸付の部分が・・・」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（関口英一君） はい、現状が。

（「売買の相手も農協・・・」という声あり）

○建設水道課長（関口英一君） 相手も農協でございます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 今、宅地と畑という話が出たんですけど、おそらく町が持てる部分は畑地というのはないのでないかなというふうに思ってるんですけども。まず、それが

1点と、それからこの売買にかかりましては、おそらく農協の方から売って欲しいむねの相談のあったかなというふうに思っているんですけども、その経過をちょっと説明願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 登記地、現況は雑種地でございます、売買に当たりまして、分筆するにあたっては畑と宅地に分けたということでございます。それと、農協の参事の方から私に連絡がございまして売買の申し出がございました。そのときのお話ですと、来年1月12日に信連に譲渡するにあたって幾つか課題があり、その中の1つであるという話はお伺いしておりました。詳しい経過についてはお伺いしておりません。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） この土地は町との借地契約どういうふうになっておりますか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 昭和43年からの51年間、実は賃貸契約を結んでいる状況でございます。

○議長（荒木正光君） その他ございませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 借地契約の内容お願いしたいんですけど。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） まず、使用の目的でございますが、畜産センター施設としてお貸ししてございます。それと、この面積に対しまして年額22万3,428円貸付金を毎年いただいております。以上です。

○議長（荒木正光君） 芳住議員3回。

（「関係ない……」、「関係ない」、「委員会だから関係ない……」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 委員会ではありません。

（「本会議だからいい……」、「制約されてるのは一般質問だけでないのか」、「一般質問だけ……」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 一般質問を含めて本会議の質疑は3回までです。予算委員会は何回でも構いません。

（「そんなことなってるか」、「議運委員長どうなってるのよ」、「ごめんなさい。確認してません」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） そういう規定だったら、私も議長やっててそういう規定っていうのは考えてませんでしたけども、この問題非常に大事な問題なんです。その農協からして話でもただ単に財政的とか、いろんな形の中で問題あるから買いたいっていう話だし、じゃあ町有地をこれ活用できないのかって話になってくるわけなんです。それを無視して委員会だったら、このままだった特別委員会設けるように提案しますよ。

○議長（荒木正光君） 質疑は3回までということですが、議長が特別認めればということがあるので、これについては認めますけども、答弁可能ですか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 農協からの申し入れっていうのははっきりした内容が私たちもわからないですし、この跡地利用は、もし契約が返すときは更地契約になってるのであれば更地で返還してもらって、その後の活用を宅地なり、いろんな形の中で使うっていう検討の方法もあったわけです。前に新冠農協のストアがまったく議会にかからないで今日みたいな形の中で売買されたという経過があるわけなんです。だから単に農協から言われたからってそれをその形の中で本当にその理由がみんなが理解できるような理由であればわかるわけなんですけども、例えば農協がその土地を買ってどういう活用するかそのことも伺いたいんですけども。ただ、議長3回ってされてるんだからこの問題は、この問題に関して特別委員会あるいは総務委員会で調査項目としてあげてる分ということで、私は63億6,993万1,000円から、241万1,000円を差引いた中で、この部分については反対をいたします。修正動議を出します。

（「おお・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 賛成はありますか。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 修正動議がありますので修正動議として受けますけれども、修正動議について、書類をもって提出をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 2時17分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。引き続き12ページ、13ページ、1項総務管理費ありませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 13ページ、交通安全対策費の考え方としてなんですけれども、最近高齢者の運転にかかわる事故が多発している。全国的にそうなんですけれども、高齢者に限りませんが、子育て、特に児童生徒の通学路にあたる交差点にガードレール、あるいはガードパイプ、あるいはガードポールのような物の設置について、必要な箇所にそういうものを設けるべきというような声もあるんですけども、そういった安全対策についての検討などは日ごろされていると思いますけれども、特に通学路の交差点あたりのそういった対策についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 今回予算に計上しているこの105万7,000円、この中で

ハード面の安全対策というのは検討しておりません。あくまでも、補正前の 428 万 2,000 円、この中で運営を行おうとしている交通安全推進の賃金だとか、交通安全の安全木、登り木だとかそういった事業の中、これは全部単独費で見てる訳で、この 105 万 7,000 円というのはそこに補助金を当てる。420 万にオンするという考え方ではないので、今回はハード面の施設というのは考えてございません。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 予算的な部分で補正されてない分ですので、あくまでも今後そういう考えも必要ではないかというところで質問をしたわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田議員のご質問にお答えさせていただきます。今後、これは町道に限らず道道、国道も含んでまいりますので、そういったことを踏まえながら公安委員会とも協議しながら来年に向けて考えていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。ただ、協議の中でいろいろ出くるものですから、町だけで中々判断がつかないということがありますので、よろしくお願いします。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので同じく 13 ページ、2 項徴税费ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、14 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、3 款民生費に入ります。15 ページ、1 項社会福祉費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、16 ページ、2 項児童福祉費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、4 款衛生費に入ります。17 ページ、1 項保健衛生費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、18 ページ、3 項水道費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、5 款農林水産業費に入ります。19 ページ、1 項農業費ありませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 2目農業総務費の中の19節です。300万予算計上されてますけれども、強い農業担い手づくり総合支援交付金、説明も受けましたけれども、いま一度事業の概要について説明いただきまして、恐らく継続的な事業を少し合わさった、そういう形の中の新しい事業だと思えますけれども、この事業の対象となる業態、今回どんな業態の農家、対象になっている農家、そのあたりもご説明願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 強い農業担い手づくり総合支援交付金でございますけれども、この事業の目的につきましては国産農畜産物の安定的な供給体制の構築を図るというものでございます。産地、あるいは担い手の発展状況に応じて必要となる農業用機械、施設の導入、産地の基幹施設や食品流通共通施設の整備を支援するという内容でございます、昨年度までの強い農業づくり交付金事業、それから経営体育成支援事業の2つの事業が合わさった事業でございます。強い農業づくり交付金事業は、集出荷施設など産地全体に向けた支援、それから経営体育成支援事業につきましては個々の経営基盤の確立のために必要な農業用機械の支援、そういった内容でございます。この事業が1つに再編されたものでございますが、事業の大枠については変わっておりません。このたび補正計上いたしました事業については個人向けの事業でございます、まず前提条件としては補助裏には必ず融資を受けなければならないということがございますので、安定した経営体であるということが1つの条件になります。また、農業者は付加価値の拡大、経営面積の拡大、農産物の価値向上など、あらかじめ定められた項目の中からみずからの取り組みを選択いたしまして、この取り組みの成果目標に応じたポイントが振り分けられます。事業採択にはこのポイントの高い計画から優先をされます。このたび事業申請された方につきましては、目標年度までに水田面積4.66ヘクタールふやしまして、この作付け拡大によって農業所得の向上を目指すという取り組み、あわせて法人化、女性の経営参画、こういった計画をしております。水稲作付きの拡大に伴いまして必要となるトラクター、代かきに必要なウイングハローという機械を導入するということを計画いたしまして、事業費は1,198万8,000円、この3割限度300万円の補助には政策金融公庫からの融資を受けるという計画になっております。対象となる業種でございますけれども、これっていうふうに明確には書いてございません。ただ、軽種馬につきましてはこの事業というのは先ほども申し上げましたけれども、国産農畜産物の安定的な供給ということがございまして、食料自給率の向上に寄与するような家畜でなければ対象にならないので、つまり牛、鶏、豚、そのような家畜になります。農耕種についてはほぼすべてが対象になるかと思えます。以上です。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、20ページ、2項林業費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項水産業費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、6款商工費に入ります。21ページ、1項商工費にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、7款土木費に入ります。同ページ、1項道路橋梁費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、22ページ、3項住宅費ありませんか。
中川議員。

○10番(中川信幸君) 10番中川です。公営住宅の選考委員は何名いるんですか。

(「補正の範疇でないのだからちょっと調べないとわからない」という呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 後ほど答弁させます。そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 補正、各議員に申し上げます。質疑は補正範囲の中で行うようにしてください。続きまして、4項下水道費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、8款消防費に入ります。同ページ、1項消防費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9款教育費に入ります。24ページ、1項教育総務費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、25ページ、3項中学校費。

酒井議員。

○3番(酒井益幸君) 3番酒井です。学校管理費の工事費の関係で質問したいと思います。中学校に関するそのアスベストが約4年半前にありましたということで委員会で報告を受けましたけれども、このことに関して補助が3分の1ありますと、残りを町債として工事をしますということで説明を受けました。その中で町債に関して10年以内で1年目、2年目が何%金利がかかるのかということと、3年目以降に金利がいくらかかるかということを質問したいと思います。

○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 今の起債のお話でございましたので、私の方から答弁をさせていただきますけれども、予算書5ページに町債の答弁をさせていただきますけれども、補正が出てございます。第2表地方債補正として追加、新冠中学校煙突改修事業として1,220万円追加させていただいてございます。この1年目、2年目の利率ということでございますけれども、ここには利率2.5%以内ということで、上限をこの中で定めてござい

まして、これから起債を発行する際にその債権者と利率を協議をするということになりますので、今時点でいくらということいえませんが、政府系資金の場合これまで今年5月に借入をおこしたものについては0.004%という低利で金利が結ばれてございますので、今回のこの一般事業債については政府系資金ではありませんで、銀行からお借りするということになるかと思えます。町内の苦信、農協、漁協、ここから見積書を徴しまして一番低い金利のところと契約を結ぶということになりますけれども、政府系資金よりは若干高くなると思えますけれども、ここについて今のところこれからの金利ということになりますので、現在1年目、2年目いくらかいうことについてはお答えできない状況です。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、26ページ、4項認定こども園費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、27ページ、5項社会教育費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、28ページ、6項保健体育費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 先に答弁保留してた中川議員の関係について。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 大変失礼いたしました。8名でございます。構成は8名でございます。

○議長（荒木正光君） 前に戻って8ページをお開きください。歳入に入ります。

歳入はページごとに一括して行います。13款国庫支出金、14款道支出金、15款財産収入ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9ページ、16款寄付金、18款繰越金、19款諸収入ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10ページ、20款町債ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時47分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先に、芳住議員から修正動議がございましたので、その修正動議について説明を求めます。芳住議員。

○1番（芳住革二君） みなさまが先に謝りたいと思います。大変長い間議長をやっていてルールを守らなかった点におきまして非常に勘違いしておりましたので、皆さんにお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。では、総務管理費における関係予算を差し引き及び歳入における土地売り払い収入等を差引した、以下のとおり修正案を提出する。第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,027万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,752万といたす。以上でございます。

○議長（荒木正光君） それでは、修正案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 私たち所管委員会において説明を受けております。提案者につきましては、それによる説明がなかったということで、中身は承知してないことでの修正案ということなのか、それとも本当に修正案を出すにあたって、何か疑問点とかあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） この予算について、非常に町側として安易な考え方で提案してるかなというふうに私はそういうふう感じております。農協の使用目的とか全くそういうこともわかってないことですし、私らの総務委員会で説明を受けてなかったために細かく聞こうとしてこの回数になったわけでございますけども、誰しものがこの土地の活用の方法とか、そういうもの町側が検討してるのかしてないかと。これは総務委員会でこういう質問も全く出てなかったわけで、出てなかったようですので、そういう意味も含めてやはりこれから町民の財産を売払いに当たっては、やはりきめ細かな対応が必要かなというふうに思いまして質問いたしました。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 質疑を終決いたします。

これより修正案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。反対の立場から討論いたします。この土地は長年農業協同組合に賃借をして年間22万円ほどの賃借料を支払いを受けているということでございます。新冠町農業協同組合は、農家を束ねておりますし、効果も高く、これの土地を有効、今ままでも有効かつ完全な管理のもとに利活用されていると思いますし、そういう点からいきましても、この土地の売却につきましては22万円ずっと長年賃貸をいたし

ておりますと、農協の大変な負担にも今後なってくると思います。ここで譲り渡すことによって農協のこれからの負担等も大変懸念されることにもつながってくるのではないかと思いますので、この修正案に対しては反対し、現案に賛成いたしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 修正案に賛成の討論を行います。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番酒井です。私も経済産業常任会の方に委員ではないんですが、傍聴人として話を聞かせていただいたんですけれども、あのときには特にあの質疑もなく、ただ農協側が町に対して売って欲しいという説明だったと思いますけれども、それに対してもうちょっと深く審議をして、いったん戻して慎重に審議されてはどうかと思います。

○議長（荒木正光君） 続きまして、反対討論を許可いたします。

長浜委員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番長浜です。議運の委員長という立場として、今回の町側の提案した議案に対し、そのまま賛成したいと思っております。円滑な議事の進行のためにと考えております。

○議長（荒木正光君） 次に、成討論の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。農協組合員の方から農協が大変な時期に農協が町から土地を購入するという部分で疑問の声が聞かれています。また、私自身町民にこの問題を説明する上で、十分な説明ができない状況にあります。そのためにも、調査、検証に時間が必要とのことから、今回は修正案をとおして、時間をもって調査検証すべきと考えております。それで対案に賛成です。

○議長（荒木正光君） 反対討論を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。修正案に対する採決を行います。

修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

本案は、議案第26号は修正案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第27号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第27号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 27 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 28 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 28 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 28 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 29 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 29 号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 3 番酒井です。歳出の 6 ページ通所介護事業費のところの 18 区

分で備品購入費、車両なんですけれども、デイサービスセンター送迎用車両購入についてでございますけれども、364万7,000円という予算、補正予算額組まれておりますけれども、この部分に対して入札はこれからだと思いますけれども、機器的な部分の装備についてちょっと分かっている範囲で、その車両に対して最低限必要な装備だと思いますけれども、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） このたび購入いたします車両なんですけれどもね、10人乗りの福祉車両となっております、乗降口左側スライドドアした部分に電動の再度ステップが装着されており、内部におきましても手すりがついている福祉車両となっております。車両364万7,000円の予算計上しておりますけれども、これは車両と付属品の価格となっております、付属品につきましては一般的な冬用の装備の関係タイヤですとか、ホイール、そういうような関係の付属品を付随した金額となっております。

○議長（荒木正光君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第30号

○議長（荒木正光君） 日程第5、議案第30号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 30 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 発委第 2 号

○議長（荒木正光君） 日程第 9、発委第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会 長浜謙太郎委員長。

○議会運営委員長（長浜謙太郎君） 発委第 2 号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、提案理由並びに意見書の概要について説明させていただきます。本意見書につきましては、平成元年 5 月 9 日付けで、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部から議長に協力要請があったため議会運営基準運用方針 5 により、議会運営委員会として地方自治法第 99 条の規定により、意見書を新冠町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。

意見書について概要を説明します。新たな過疎対策法の制定に関する意見書、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持して行くためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。意見書提出先は、記載のとおりです。

以上が、発委第 2 号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてです。ご審議のうえ、採択くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発委第 2 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発委第 2 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第3号

○議長（荒木正光君） 日程第10、発議第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出内容について説明させていただきます。本意見書は、中川信幸議員を賛成者として、地方自治法第99の規定により別紙意見書、新冠町議会会議規則14条2項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、内容は要点のみ説明させていただきます。北海道最低賃金の引き上げはワーキングプア解消のため最も重要なもので、道内で働く者の実質賃金も大半の月でマイナスとなっている。年収200万円以下の労働者は道内でも41.3万人と給与所得者の24.7%に達しており、道内の全労働者のうち、37万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。最低賃金の影響を受ける非正規労働者は労働条件決定にほとんど関与することができません。2010年政府の雇用戦略対話では、2020年までに全国平均1,000円を目指すと合意し、北海道地方最低賃金審議会の答申書でも全国平均1,000円の目標設定合意を5年連続表記した。令和元年度の北海道最低賃金改定に当たって最低賃金を大幅に引き上げること、道内高卒初任給時間額980円を下回らない水準に改善することなど、次記3項目について強く要望します。意見書提出機関は記載のとおりです。

以上が発議第3号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案内容です。ご審議の上採択くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第4号

○議長（荒木正光君） 日程第11、発議第4号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第4号 2020年度地方財政の充実強化を求める意見書、提案内容について説明させていただきます。本意見書は、但野裕之議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条2項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。2020年度地方財政の充実強化を求める意見書、内容は要点のみ説明させていただきます。地方自治体は多くの政策課題に直面いたしているなか、2019年度の地方財政計画では62兆7,072億円と過去最高水準となったが、幼児教育の無償化など国の政策に対応した結果であり、2020年度の地方財政の検討にあたり歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を生み出すことが必要で、地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応しうる地方自治財源総額の確保を図ることなど、政府に以下記載の10項目の実現を求めます。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が発議第4号 2020年度地方財政の充実強化を求める意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第5号

○議長（荒木正光君） 日程第12、発議第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、但野裕之議員。

○5番（但野裕之君） 発議第5号子どもの貧困解消など教育予算確保拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度を堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現に向けた意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。子どもの貧困解消など、教育予算確保拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度を堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・外相30人以下学級の実現に向けた意見書、内容は要点のみ説明させていただきます。義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、2019年度分2,615人増の要求に対し、加配定数基礎定数化計1,456人増にとどまった。教員の超過勤務を要認する給特法・条例を廃止し、第8次教職員定数改善計画の策定や30人以下学級の早期実現を求める。2016年国民生活基礎調査では18歳未満の子どもがいる世界の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%が貧困状態にあり、2017年12月には要保護・準要保護率は北海道で全国7番目に高い21.64%となっている。教育の機会均等を平等に教育を受ける権利保障のために国の教育予算確保と充実が必要です。国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、急速に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、以下記載の5項目について要望します。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が、発議第5号「子どもの貧困解消など教育予算確保、拡充と就学補償、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現に向けた意見書の提案内容です。ご審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 会議案第7号及び日程第14 会議案第8号

○議長(荒木正光君) 日程第13、会議案第7号、日程第14、会議案第8号、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりに閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ご承知ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第7号及び会議案第8号は申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎追加日程の議決

○議長(荒木正光君) ただいま、町長から議案第31号 にかっぷホロシリ乗馬クラブハウス外新築工事請負契約の締結について及び議案第32号にかっぷホロシリ乗馬クラブハウス厩舎外新築工事請負契約の締結についてが追加提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案を追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号を追加日程第1、議案第32号を追加日程第2として取り扱うことに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時20分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第31号及び追加日程第2 議案第32号

○議長（荒木正光君） 追加日程第1、議案第31号 にかっぶホロシリ乗馬クラブハウス外新築工事請負契約の締結について、追加日程第2、議案第32号 にかっぶホロシリ乗馬クラブハウス厩舎外新築工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第31号にかっぶホロシリ乗馬クラブ クラブハウス外新築工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

令和元年6月17日、指名競争入札に付したにかっぶホロシリ乗馬クラブ クラブハウス外新築工事について下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、1 契約の目的、にかっぶホロシリ乗馬クラブ クラブハウス外新築工事、2 契約の方法、3 JVにより指名競争入札により実施したものでございます。3 契約金額、1億2,012万円でございます。4 契約の相手方、名須川・斎藤・丸本 特定建設工事共同企業体 代表者 新冠郡新冠町字中央町17番地の24、株式会社名須川工業 代表取締役 名須川英昭、構成員 新冠郡新冠町字北星町5番地の63 有限会社 斎藤建設 代表取締役 斎藤郁子、構成員 新冠郡新冠町字中央町5番地の54 丸本建設工業 株式会社 代表取締役 及川哲孝。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和2年3月20日と定めております。

工事概要をご説明いたしますので、議案第31号資料の平面図をご覧いただきたいと思っております。本工事は、日高自動車道厚賀静内道路事業の延伸に伴い、西泊津へ当該施設を移転するものでございます。主な工事内容であります。工事場所は西泊津、工事内容は、クラブハウス棟、木造平屋138.78平方メートル、受水槽棟、木造平屋12.96平方メートル、受水槽FRP2,000リットルと給水ポンプ、屋外運動場整備9,000平方メートルを実施するものでございます。

以上が、議案第31号にかっぶホロシリ乗馬クラブ クラブハウス外新築工事請負契約の締結についての提案理由でございます。

続きまして、議案第32号にかっぶホロシリ乗馬クラブ厩舎外新築工事」請負契約の締結について 提案理由をご説明いたします。

令和元年6月17日、指名競争入札に付したにかっぶホロシリ乗馬クラブ厩舎外新築

工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、1 契約の目的、にかっぷホロシリ乗馬クラブ厩舎外新築工事、2 契約の方法、3 J Vによります指名競争入札により実施したものでございます。3 契約金額、1 億 2,540 万円でございます。4 契約の相手方、栗山・金平・さくら佐藤 特定建設工事共同企業体 代表者 新冠郡新冠町字北星町5番地の4 栗山建設 株式会社 代表取締役 栗山哲弘、構成員 新冠郡新冠町字節婦町231番地 有限会社 金平組 代表取締役 金平義隆、構成員 新冠郡新冠町字中央町17番地の9 さくら佐藤建設株式会社 新冠本店 本店長 岩崎洋一。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和2年3月20日と定めてございます。

工事概要をご説明いたしますので、本会議資料の平面図をご覧ください。主な工事内容がありますが、工事場所は西泊津、工事内容は、厩舎棟、木造平屋 670.68 平方メートル、屋外職員休憩室棟、木造平屋 42.5 平方メートル、屋内覆馬場棟 1,950 平方メートル、杭工事のみであります、堆肥場棟、木造平屋 172.8 平方メートル、牧草庫棟、軽量鉄骨平屋 194.4 平方メートル、外構工事としまして、敷地内通路の設置等を実施するものでございます。

以上が、議案第32号にかっぷホロシリ乗馬クラブ厩舎外新築工事請負契約の締結についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。これ3社企業体ということで、指名競争入札だったんですけど、3社の企業体は何社入って入札行ったんですか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。3社J V、3グループですね。3構成グループで入札を執しました。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） それは全部地元の業者ですか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えいたします。全部地元の指名業者でございます。

○議長（荒木正光君） その他ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。このクラブの工事2つに分けておりますけども、

2つに分けた理由とですね、この平面図には輸送箱吊り上げ施設棟と器具庫兼審判室棟がどちらの工事にも含まれてませんが、この部分の工事はどのようなのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） まず、この2工事に分けたということですが、先程申し上げたとおり今年度事業、来年の3月20日までというので、比較的この規模でいきますとタイトな事業となっております。そのことから、平面帳で見ていただいても2分割した形でなるべく工事の円滑化、それと煩雑化をすることから今回2つの工区に分けて発注させていただきました。また、も1つの方法なんですけども、本年度予算化しておりますまだ事業がございます。その残工事のことなんですけども、一応まだ今年度の余りが先ほど吊り場の装置の部分と器具庫審判新築項工事、これにつきましては鉄骨関係でございます、これにつきましては先端いろいろボルトとの関係とかの部分で入荷がなかなか速やかに入ってこないということもありまして、これにつきましてはちょっと慎重に市場の状況を見て、今年度後半で発注を考えたいと思っております。また、残りの屋内運動場の附帯施設もございまして、これにつきましても本体工事が完成しないと施工できない現状もございまして、これも合わせまして今年度の後半最悪繰り越しも含めまして、今後検討していきたいという予定でございます。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかにございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。屋内馬場が設置される部分については相当数の盛土の状況になっていたと思うんですけども、これの最大の盛土のメーター数はいくらになっているか。また、隣接している審判棟はこれは盛土なのか、それとも切土となっているのか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えいたします。屋内運動場でございますが、大体平均3メーター程度の盛土にはなっております。残り今のいった建物ですけども、基本的には盛土になってございまして、休憩室につきましても、三、四メーターの盛土にはなっております。以上です。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 本来でしたら、時間があれば盛土したところもある程度安定してから施設を設置するということになると思うんですけども、今回は特別な事情があつてすぐに設置しなければならないという事情もよくわかるわけですが、このただならしただけでなくて、何らかの特殊な工法とか行って、万全を期したというようなことはございませんか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。所管委員会の方でもご説明させていただきましたが、ここにつきましては地質調査を行いまして、あと建物ごとに基礎のコンクリ

ート杭を打つことになっております。これは、それに見合ったコンクリート杭打ちまして、立地耐力をもちまして建物を計算しておりますので、基本的に大丈夫ということで認識してございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 屋外馬場については特別ならしただけということでしょうか。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 屋外馬場につきましては建物ではございませんので、基礎杭はもちろん打ってございません。それと盛土といたしましたが、屋外馬場をするにあたって路盤工を入れるために路盤掘るためにある程度数メートル掘ります。そのことからもちろん転圧もまたしますし、そこには路盤を入れていきましてまた転圧しますので、基本的に問題ないという考えでおります。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号に対する質疑を行います発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。1億2,540万円で落札したんですけど、落札率は何%か教えてください。

○議長（荒木正光君） 関口建設課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。96.94%でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

（「96.4・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。
これより議案第 32 号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

- 議長（荒木正光君） これをもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。会議規則第 7 条の規定により、令和元年第 2 回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。
本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉議宣告

- 議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

- 議長（荒木正光君） これをもって令和元年第 2 回新冠町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3 時 37 分 閉会)